

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○松くい虫のまん延防止のための措置命令(二三六・森林整備課)	1
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(二三七・商業貿易室)	1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二三八・商業貿易室)	2
○基本測量実施の通知(二二九・建設管理課)	2
○基本測量終了の通知(二四〇・建設管理課)	2
○道路区域の変更(二四一・道路課)	2
公 告	
○特定非営利法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室二件)	3
○秋田県公共事業積算システム構築業務についての企画提案書の提出(技術管理室)	3
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部二件)	4
○土地改良区連合の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	4
○県営土地改良事業工事了了(北秋田地域振興局農林部)	4
○土地改良区の役員退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	5
○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	5
○土地改良区の役員退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	5
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	5
○土地改良事業工事了了の届出(由利地域振興局農林部)	5
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	5
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	5

告 示

秋田県告示第二百三十六号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 区域及び期間
 - (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村
 - (二) 期間 平成十九年五月十日から平成二十年五月九日まで
- 二 森林病害虫等の種類
 - 松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 - 松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしようとする理由
 - 一(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

秋田県告示第二百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

二 届出年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 - 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ホームセンターヤマキ男鹿店
 - 男鹿市船越字内子二百八十九番地
- (二) 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ア 変更前
 - 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - 能代市大町七番二十七号
 - イ 変更後
 - 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 - ホームセンターヤマキ男鹿店
 - イ 変更後
 - コメリホームセンター男鹿店
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ア 変更前
 - 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - 能代市大町七番二十七号
 - イ 変更後
 - 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
 - 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一
- (四) 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - 平成十九年四月一日
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - 平成十九年七月一日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 平成十九年四月一日
- (五) 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - 住所変更のため
 - (2) 大規模小売店舗の名称
 - 名称変更のため
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 住所変更のため

平成十九年四月十一日
三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (二) 縦覧期間
男鹿市役所 産業建設部 商工港湾課

平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで

四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

- (一) 意見書を添付する書面に記載すべき事項
- (二) 意見の対象となる者の氏名及び住所
- (三) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (四) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 届出事項の概要
(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	秋田岩見船岡線	秋田岩見船岡線				
					秋田市太平洋山谷字下皿見内一一五番一地先から太平洋山谷字地主二〇四番一まで	一一・〇〇〇七六・〇〇〇	〇・九七六
					秋田市太平洋山谷字下皿見内一一五番一地先から太平洋山谷字地主二〇四番二まで	一一・〇〇〇七六・〇〇〇	〇・九七六
					秋田市太平洋山谷字下皿見内一一五番一地先から太平洋山谷字地主二〇四番一まで	一一・〇〇〇七六・〇〇〇	〇・九七六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター男鹿店
男鹿市船越字内子二百八十九番地

- (二) 駐輪場の位置
駐輪場の位置を、現況よりも西側に約八メートル移動するもの
- (三) 荷さばき施設の位置
荷さばき施設の位置を、現況よりも南東側に約四十メートル移動するもの
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置
廃棄物等の保管施設の位置を、現況よりも南東側に約四十メートル移動するもの
- (五) 変更する年月日
平成十九年七月一日
- (六) 変更する理由
建物計画の変更のため
- (七) 届出年月日
平成十九年四月十一日
- (八) 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
男鹿市役所 産業建設部 商工港湾課長
- (九) 縦覧期間
平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで
- (十) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- (十一) 意見書を添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見の対象となる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(二) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

- 一 作業の種類
基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
- 二 作業を行う地域
秋田県内全域
- 三 作業を行う期間
平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

秋田県告示第二百四十号

平成十八年秋田県告示第三百九十八号の基本測量について、平成十九年三月二十三日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第二百四十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田 典城

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年四月二十日から同年五月七日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十九年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアポルトたかのす
- 三 代表者の氏名
近藤 敏夫
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県北秋田市綴子字掛泥向百十六番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行うとともに、公益法人としての特性を活かしながら、住民の福祉ニーズに柔軟に対応し、制度にないサービスの提供や開発に積極的に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを支援し、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
(一) 事業の変更

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十九年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」
- 三 代表者の氏名
石川 和美

四 主たる事務所の所在地
大仙市角間川町字中町頭十七番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者(児)及び高齢者に対して、地域で自立した豊かな生活を営み、そして社会参加していくために必要とされる住宅、移動、食事、仕事などに関する様々なサービスを提供し、また、当事者である障がい者自身が自ら主体的にサービス提供者として活動を行えるための環境整備や支援を行うとともに、障がい者団体やボランティア団体などをはじめ行政や社会福祉団体とも協働しながら、地域福祉の増進を目指して活動を展開し、「福祉のまちづくり」と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

秋田県知事 寺田典城

- 六 定款の変更内容
(一) 事業の変更
(二) 事業年度の変更
- 秋田県公共事業積算システム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。
 平成十九年四月二十日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 企画提案書の提出を求める事項
(一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称
秋田県公共事業積算システム構築業務
 - (二) 公告業務の内容
秋田県における公共事業に係る事務の効率化及び省力化を図るため、公共事業積算システムの設計開発を行う。
 - (三) 履行場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
 - (四) 履行期限
平成二十年二月二十九日(金)

二 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 地方自治法施行令第六十七号の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する

者を含む。)

(三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者

(四) 提出資格の認定の手続
(一) 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
 提出書類及び提出部数
 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)二部
 ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
 イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等
 ウ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容
 エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)
 提出方法
 持参し、又は郵送すること。
 提出期間
 平成十九年五月八日(火)から同月三十一日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。
 なお、提出後における申請書の追加及び変更は、認めない。

(四) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室 電話〇一八八六〇一四二〇

(三) 提出資格の認定の時期
平成十九年六月下旬

(二) 提出資格の認定の結果の通知
提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(一) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(四)の場所に提出しなければならない。

- (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

四 企画提案書の提出手続

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ)十部

- (1) 提案するシステムの概要
- (2) ソフトウェアの内容
- (3) ハードウェアの内容
- (4) システムの開発方法
- (5) システムの維持管理の方法
- (6) 経費の概算額及びその内訳

(二) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(三) 提出期間

提出資格の認定の日から平成十九年六月十五日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。

なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

(四) 提出場所

三(一)(4)に同じ。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定に関し審査する事項

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の確性、創造性及び実現性
- (2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
- (3) 公告業務を履行する能力
- (4) 公告業務と同程度の同種又は類似の業務に係る実績
- (5) 公告業務の履行に係る経費の額

(二) 選定方法

次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である 場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。

(1) 第一段階

提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度

選定する。

(2) 第二段階

第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。

(三) 選定の時期

平成十九年七月上旬

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

(1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求める旨を記載した書面を三(一)(4)の場所に提出しなければならぬ。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。

六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所

三(一)(3)及び(4)に同じ。

七 説明会の日時及び場所

(一) 日時
平成十九年五月八日(火) 午後二時から午後四時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階 五十

二会議室

八 その他

(一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 問い合わせ先

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室建設情報推進班
電話〇一八八六〇一四二〇

九 概要

Summary

1 Subject matter

Proposals for the development of a computer system to calculate construction cost, etc (1set)

2 Deadline for the submission of proposals

5:15 P.M. 15 June, 2007
3 Contact information
Technology Management Office, Public Works Engineering Division, Department of Public Works & Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan, TEL 018-860-2420

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十日
秋田県知事 寺田典城

- 一 大館市十二所土地改良区
- 二 大館市上川沿土地改良区
- 三 北秋田市綴子土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十日
秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、米代川筋土地改良区連合から申請があった定款変更について、平成十九年四月十一日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十日
秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月二十日
秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業(手代沼地区ため池等整備事業(ため池等整備))
完了年月日 平成十九年一月十六日

二 県営土地改良事業(真中大堰地区かんがい排水事業(一般型))

完了年月日 平成十九年三月八日

三 県営土地改良事業(綴子地区基幹水利施設補修事業)

完了年月日 平成十九年三月十九日

四 県営土地改良事業(浦田地区ほ場整備事業(担い手育成型))

完了年月日 平成十九年三月二十八日

五 県営土地改良事業(立花地区特定農業用管水路等特別対策事業)

完了年月日 平成十九年三月三十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八峰町沼田土地改良区から次のとおり役員

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜沼田字家ノ下百一番地一 小林 信夫

山本郡八峰町峰浜沼田字家ノ下百七十九番地五 木藤 直

沼田字家ノ下百九十六番地一 齊藤 敏美

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 光男

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 光男

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十一番地 小林 米光

沼田字家ノ下百八十二番地 小林 米光

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、河辺土地改良区から次のとおり役員

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市河辺北野田高屋字前田十五番地 金 慶一

諸井字山根六十八番地 長谷部儀俊

和田字岡村三百五十六番地 鈴木 清隆

松測字川原田三十四番地 長谷川精二

諸井字福神二十八番地二 進藤 芳明

和田字坂本北三百二十一番地 田近 耕吉

松測字松測二十三番地 伊藤 隆治

諸井字上諸井四十四番地 進藤 栄孝

赤平字小蟹沢四十七番地 田口 三男

和田字和田百二十二番地 佐々木義太郎

高岡字川原田七十四番地 藤原 寿好

赤平字中村五十四番地 菅原 正人

就任理事の住所及び氏名

秋田市河辺北野田高屋字前田十五番地 金 慶一

諸井字福神二十八番地二 進藤 芳明

赤平字小蟹沢四十七番地 田口 三男

和田字式田下袋四十五番地一 石井 政直

高岡字河原田下段四百十五番地 中村 幸光

和田字坂本北三百二十一番地 田近 耕吉

諸井字上諸井四十四番地 進藤 栄孝

松測字松測二十九番地七 高橋 俊夫

北野田高屋字柴藁野七十八番地 早川 昭良

和田字和田百七十八番地 高橋 一義

赤平字中村五十四番地 菅原 正人

諸井字大部二百六十四番地 田近 金一

退任理事の住所及び氏名

秋田市河辺北野田高屋字柴藁野七十八番地 早川 昭良

和田字式田下袋四十五番地一 石井 政直

諸井字下川原百八十三番地二 熊谷 新助

高岡字河原田下段四百十五番地 中村 幸光

就任理事の住所及び氏名

秋田市河辺和田字岡村三百五十六番地 鈴木 清隆

松測字川原田三十四番地 長谷川精二

平成十九年四月二十日

秋田市河辺諸井字下川原百八十三番地二 熊谷 新助

高岡字河原田下段三百七十番地三 佐々木和昭

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更につい

て、平成十九年四月十三日認可したので、同条第三項の規定に基

づき、公告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 仁井田堰土地改良区

雄和中央土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更

について、平成十九年四月十一日認可したので、同条第三項の規

定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二

第一項の規定により、由利本荘市から土地改良事業(鳥海地区中

山間地域総合整備事業)に係る工事が平成十八年十二月二十五日

完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公

告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更につい

て、平成十九年四月十日認可したので、同条第三項の規定に基

づき、公告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県西仙北土地改良区

大仙市大曲土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定

款変更について、平成十九年四月十三日認可したので、同条第三

項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、八峰町沼田土地改良区から申請があった定款変更

に基づき、公告する。

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

平成十九年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ 段 行 誤 正

(印刷誤り)
平成十九年三月三十日(号外第一号)掲載の秋田県告示第二百三十二号は、第二百三十三号の誤り

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0187-661111 FAX 0187-661112
E-mail: matsubarara@matsubararahinshitsu.co.jp

